

トラステイド・トラベラー・プログラム対象国等告示の一部を改正する告示等の概要

1 趣旨・目的

- (1) トラステイド・トラベラー・プログラムは、これまで日本人と日本に在留している外国人に限定していた自動化ゲートの利用対象者を商用、観光、親族訪問等の目的で本邦に短期間滞在するために入国する外国人ビジネスマン等にまで広げるものであり、一定の要件を満たす「信頼できる渡航者」と認められた外国人ビジネスマン等について、法務大臣が交付する「特定登録者カード」により、自動化ゲートの利用を可能とするものである。

同プログラムの対象となる外国人の要件として、法令、国際約束又は日本国政府が外国政府に行った通告により、我が国が査証免除措置をとっている旅券を所持していることが設けられており、当該旅券の発行国・地域が告示されているところ、今般、カタール国に対する査証免除措置が開始されることに伴い、本制度の対象となる国・地域にカタール国を追加するものである。

- (2) 平成26年6月に閣議決定された『日本再興戦略』改訂2014において、海外富裕層を対象とした観光目的による長期滞在を可能とする「ロングステイ制度」が平成27年6月に導入されているところである。

本制度の対象となる外国人の要件として、在留資格「短期滞在」により入国しようとする者に対し我が国が査証免除措置をとっている国・地域の者であることが設けられているところ、今般、カタール国に対する査証免除措置が開始されることに伴い、本制度の対象となる国・地域にカタール国を追加するものである。

- (3) 平成28年にスペインの正式名称がスペイン王国に変更されたことから、上記(1)及び(2)に加えて、同国の表記を変更するものである。

2 告示の概要

- (1) 日本国政府のカタール国に対する一般旅券所持者に対する事前登録制による査証免除措置開始に伴い、トラステイド・トラベラー・プログラムの登録要件となる国、地域及び行政区画としてカタール国を追加することとする。
- (2) 日本国政府のカタール国に対する一般旅券所持者に対する事前登録制による査

証免除措置開始に伴い、18歳以上の者が、本邦において1年を超えない期間滞在して観光、保養その他これらに類似する活動を行うことができる国又は地域としてカタル国を追加することとする。

(3) スペインの表記をスペイン王国に変更する。

3 今後の予定

公布日：令和5年5月上旬（予定）

施行日：令和5年5月上旬（予定）